

『袖中抄』と類書

池田昌広

〔要旨〕 顕昭『袖中抄』二十巻は一種の歌語辞典というべき書で、成立は文治年間（一一八五～一一八九）ごろと推される。和漢にわたる博引旁証ぶりが知られるけれど、類書からの孫引きも多い。小論は顕昭が利用した類書を明らかにしようとするものである。調査の結果、かれは『白氏六帖事類集』三十巻と、『修文殿御覧』三百六十巻とを併用したとの結論にいたった。両類書とも顕昭の家蔵本とは考えられず、守覚法親王の蔵書を借覧した蓋然性がたかい。守覚は仁和寺第六代御室をつとめた貴人、顕昭はそのサロンの一員であった。

当時は中国では南宋の前半にあたる。南宋は江南の豊かな経済を背景に印刷出版が拡大した時代である。ただ守覚の蔵した『白氏六帖』は刊本化以前の鈔本であつたらしく、また『修文殿御覧』は奈良時代から利用されてきた旧来の類書である。これは南宋の出版文化の日本流入が漸次的であり、当時はなおその途上であつた一証と考えられる。

キーワード：袖中抄、顕昭、守覚法親王、白氏六帖、修文殿御覧。

はじめに

顕昭『袖中抄』二十巻は、歌学者として著名な、かれの主著である。二百九十八項にわたり歌語を注解した歌語辞典というべき書で、成立は文治年間（一一八五～一一八九）ごろと推される。別稿一で論じたように、顕昭は守覚法親王（一一五〇～一二〇二）の膨大な蔵書を利用し『袖中抄』を撰したと思しい。⁽¹⁾ 同書が見せた和漢にわたる博引傍証の秘密の一端が分かうというものだ。

守覚は雅仁親王（のちの後白河院）の第二子にして、一一六九年から歿するまで仁和寺第六代御室をつとめた貴人である。顕昭は守覚に親近して、かれのために多くの和歌注釈書を著した。⁽²⁾ 守覚自身も多くの著作をものした知識人であり、仁和寺文化圏とも称されるサロンの主宰者でもあった。⁽³⁾ その地位と好学とは当時有数の文庫を築かせただろうが全貌は詳らかでない。整備されていたであろう蔵書目録は、歌書・歌学書を著録した「古蹟歌書目録」を例外にすべて散佚した。⁽⁴⁾

わたしの関心は守覚の蔵書、それも如何なる漢籍を蔵したのかという点にある。蔵書目録からの復元が望めないいま、間接的な方法でこれを果たさねばならない。その一法として、わたしは『袖中抄』に注目した。同書には守覚の蔵書が引用されているわけだから、その漢籍文の典拠を明らかにできれば、そのほかの状況証拠とあわせ、守覚の蔵書を特定できる。別稿一で論じた『経史証類大観本草』の引用はその例証にほかならない。

小論はこの趣旨のもと、『袖中抄』撰述に利用された類書を特定し、守覚が蔵した類書を明らかにしようとするものである。索引さえない当時にあつて、注釈という営為に類書は欠かせない工具書であつた。類書の

分類項目を手掛かりに、注文に相応しい漢籍文を搜索するのだ。『袖中抄』もこの例にもれない。いくらかの漢籍の引用は類書からの孫引きである。調査の結果、唐代に成った『白氏六帖事類集』（以下、『白氏六帖』）三十巻と、北齊に成った『修文殿御覽』三百六十巻とが併用されたとの結論にいたった。後者は平基親『往生要集外典抄』でも利用されたことが知られる（別稿二参照）。基親と顕昭とはともに守覚サロンの一員であり、また二人とも『修文殿御覽』のごとき稀観の書を蔵していたとは考えにくく、両者が手にした『修文殿御覽』は守覚の蔵書であったと考えられる。また『白氏六帖』も守覚の蔵書だった可能性が小さくない。

『袖中抄』のテキストは別稿一と同じく、川村晃生（校注）『袖中抄』（『歌論歌学集成』第四・五巻、三弥井書店、二〇〇〇年。以下、歌論歌学集成本）により、橋本不美男・後藤祥子『袖中抄の校本と研究』（笠間書院、一九八五年。以下、橋本・後藤校本）を参照した。歌論歌学集成本は詳細な頭注・補注をそなえ、橋本・後藤校本は頭注・校異のほか書名索引をそなえる。

一 『白氏六帖』の利用

本章では『白氏六帖』の利用について論じる。

まず『白氏六帖』について簡単にふれておこう。同書の成立事情については、なお未解決の問題が少なくない。撰者にしても、ひさしく白居易の自撰とされてきたが近年、陳獅が白氏歿後勅輯説を提起しなお論争が続いている。⁽⁵⁾ また唐代にすでに始まっていた同書の増補の経緯もよく分からない。とくに原撰本になかったと推される各条文の典拠の記載がいつ、どのように加わったのか。刊本化以降の増補の大局は柳川順子によりかなり解明されたものの、⁽⁶⁾ 唐鈔本が伝存しないため刊本化以前の増補の経緯は直截にはなかなか分からない。

(この点、後段で再説する)。都合六種伝存する宋刊本間にも微妙な文章の相違があり、出典調べには諸本を比較したうえで結論することが望ましい。ただ結果として小論の論旨にかかわる異同はなかった。小論では便宜、最早のテキストたるa本から引用した。同本は、『白氏六帖』初の印行とされる母昭裔家刻本の翻刻と推される。⁽⁸⁾『白氏六帖』初伝の時期は詳らかでない。いまのところ承平年間(九三一〜九三八)に成った源順『倭名類聚抄』の序文に「三十卷白氏事類」とあるのが、舶載の最早の徴証である。⁽⁹⁾『日本国見在書目録』(九世紀末成)に著録がないことを勘案すれば、いちおう十世紀初頭前後の初伝という推定が成りたつ。

さて『袖中抄』にもどうろう。橋本・後藤校本の書名索引を検すれば、「をろのはつをにかがみかけ」の注解末尾で「六帖」が引かれていると知られる。

①又此やまどりの鏡は、鸞鏡といふ事にまぎれぬべし。六帖云、鬪賓王獲一の鸞懸鏡以照之、鸞觀其影、乃鳴而舞云々。
(卷十二、歌論歌学集成本五五頁)

この「六帖」は『白氏六帖』である。⁽¹⁰⁾川村注も典拠に『白氏六帖』を引くが、その卷二十九、鸞を擬するのは適当でない。念のため『袖中抄』との一致部分に傍線をくわえて再引する。へ内は双行注、以下おなじ。

①置獲(異苑曰、鬪賓國王置得一鸞、欲其鳴不可致、飾金繁饗珍羞对之、愈感三年不鳴、夫人曰、常聞鸞見類則鳴、乃懸鏡照之、鸞觀影悲鳴、中宵一奮而絶)。
(『白氏六帖』卷二十九、鸞)

『異苑』は劉宋の劉敬叔撰、該話はその卷三に見える。両者を比較すれば、①の際だった節略ぶりが明らかである。つぎに『白氏六帖』卷四、鏡の一条を引く。

①鸞舞(鬪賓王獲一鸞、懸鏡以照之、鸞觀影、乃悲鳴而舞)。(『白氏六帖』卷四、鏡)

首尾ほぼ全同であり、①の典拠であること間違いない。①が「異苑云」ではなく「六帖云」とあるのも『白

『白氏六帖』に典故が未記載であったゆえと判明する。顕昭が「鏡」の類目から引用したのは偶然ではない。施注すべき歌語が「をろのはつをにかがみかけ」なのだし、①に「やまどりの鏡」云々とあるのだから、顕昭が搜文のため類書のどの類目をまず見たか、容易に想像がつこう。かれが手にした類書は『白氏六帖』だったが、「鏡」という類目名を手掛かりに効率的に①を見出したはずだ。類書の効用はここにある。

顕昭が拳名のうえ類書を引くのは該条のみのようだ。¹¹ むろん利用された類書が『白氏六帖』だけとは限らないし、『白氏六帖』の利用も①だけとは考えにくい。前者の問題については次章で論ずるとして、後者について『白氏六帖』の鏡類利用の証左を得たいま、「鏡」にちなむ歌語の注記で『白氏六帖』鏡類利用の徴証を追加できるかもしれない。

この「をろのはつをにかがみかけ」の章に『異苑』の文章が引かれている。

② 影見る時ねを鳴く心は、**異苑**曰、山鷄愛其毛羽映水則舞、魏武帝時南方献之、公子蒼舒令人取大鏡著其前、山鷄鑿形而舞不_レ止。
(卷十二、歌論歌学集成本五二頁)

『異苑』卷三に見える話柄だが、原典から直接引用したわけではあるまい。¹² 鏡に関する話だから『白氏六帖』の鏡類を閲すれば、予想にたがわず酷似する文章が見つかる。¹³

② 山雞舞 (異苑曰、山鷄愛其毛羽映水則舞、魏武帝時南方進之、公子蒼舒以大鏡著其前、雞鑿形而舞之、遂_レ乏_レ死)。
(『白氏六帖』卷四、鏡)

両者はほぼ同文だが、末尾に小異がある。『白氏六帖』の宋刊本で卷四をふくむのはa本・b本・c本・f本である。f本は未見だが、ほかの三本とも②のごとし。この文献的状况は、少なくとも刊本の『白氏六帖』による限り、②の「不_レ止」の文字は『白氏六帖』から引けないということの意味する。¹⁴ けれども『白氏六帖』

の鏡類を手にして①を書いた顕昭が、おなじ鏡類の隣接する『異苑』該文を引かないなどあり得るだろうか。だいたい「不止」を缺く②でも注の用は足るのだし、わざわざ別に末尾だけ異なる文章を採すだろうか。ここで『異苑』原典を范寧点校本（古小説叢刊、中華書局、一九九六年）により示そう（一五頁）。

②『山鷄愛其毛羽映水則舞、魏武時南方獻之、帝欲其鳴舞而無由、公子蒼舒令置大鏡其前、鷄鑿形而舞、不知止、遂乏死、韋仲將為之賦其事。』
（『異苑』卷三）

現行の『異苑』は輯本ではなく旧姿をよく保存しているとされる。②の「不止」は正しくは「不知止」に作るべきこと、原典ではさらに「遂乏死」と続くことが判明する。

果たして顕昭は何によったのか。わたしの結論をいえば、唐鈔本に由来する刊本化以前の『白氏六帖』鈔本によったのだ。そう考えるのは、平安後期に行われた鈔本系の『白氏六帖』とその後の刊本系の同書との間に断絶があるらしいからである。『白氏六帖』は刊本以前の鈔本が伝存せず、鈔本系の本文の如何は平安鎌倉の日本の文献に引用されたわずかな例から推測するほかない。そのわずかな例からもくだんの断絶が確認されることは、すでに山崎誠が指摘している。¹⁵⁾つまり刊本の字面と鈔本のそれとがしばしば一致しないことが想定され、したがって刊本の「不（知）止」の缺落は、②の『白氏六帖』依拠説の反証にならない。鈔本系の『白氏六帖』の鏡類には「不（知）止」を備えた本文があり、顕昭はこれを引用したと考えるべきである。宋刊本の字面を盲信しては結論を誤る。

つぎの例はどうだろうか。『袖中抄』は三箇所にわたり『礼記』『月令』篇に言及する。

③今云……此歌心、もずは春若は夏の始めには鳴かず。されば月令には五月節に鶉始鳴と注せり。

（巻一、歌論歌学集成本三二頁）

④日本紀には百舌鳥野と書きては、もず野と詠みたり。順和名にも鴟と伯勞と百舌とは同鳥なりと見えたり。
但月令五月中第六日鴟始鳴、第十二日反舌無声云々。此反舌は鶯なり。

(卷九、歌論歌学集成本二二三頁)

⑤反舌をば月令にうぐひすと読めり。

(卷九、歌論歌学集成本二二三頁)

このうち⑤は「反舌」の和名の如何を問うだけだから検討対象から外す。⁽¹⁶⁾③は「もずの草ぐき」の項、④は「もちどり」の項の各一節、ともにモズを中心に和漢の文献に出名する鳥の同定をめぐる注解の文章である。③と④と原典はおなじ、「札記」月令(注疏本卷十六)の経文「小暑至、螳螂生、鴟始鳴、反舌無声」である。ただ顕昭の引文とややちがう。「五月節」の三字と「第六日」「第十二日」という数字とは原典から引けない。「月令」は一年十二箇月の月ごとの気候と行事とを記載した書で、中国の歳時の書としては基本的な文献である。歌学者であれば歳時には習熟していようから、顕昭もそれなりに「月令」に関する知識を有していただろう。しかし③④は原典からの引用ではない。

これの出典は『白氏六帖』のつぎの下りと思われる。

③芒種日螳螂生(五月節也、後五日、鴟始鳴、後五日、反舌無声)。

(『白氏六帖』卷一、夏)

『白氏六帖』は『北堂書鈔』『初学記』のように歳時部を設けていないが、その卷一は事実上の歳時部に相当する。冒頭の巻でもあり、そのことは顕昭も知悉していたであろう。④になぜ「第六日」「第十二日」の日数に加わっているのか、③で二度繰り返えされる「後五日」を勘定したのだ。「五月中」は節氣と中氣とを誤ったか。ただ③の難点は「月令」という典拠の記載がないことだ。

じつはもう一条、出典の候補がある。『修文殿御覽』の夏類である。次章で説くように、顕昭は『修文殿御覽』をも参照していると思しい。『太平御覽』にかくある。

③”又(礼) 曰……芒種之日、蟪蛄生、後五日、鶉始鳴、後五日、反舌無声。

(『太平御覽』卷二十一、時序部、夏)

『修文殿御覽』と『太平御覽』との関係は後述するが、③は『修文殿御覽』の夏類からの流用と推される。③”によれば典拠が『礼記』と分かるが「月令」とは書かれていない。くわえて③”には「五月節」の文字がない。二十四節気の知識があれば「芒種之日」を「五月節」に変換可能だ。しかし顕昭にわざわざ変換する動機がなく、「芒種之日」のままでは不足はなからう。ここは『修文殿御覽』からの引用とは考えにくい。

わたしはやはり③④の記述は③を参照したと考える。上述のように、刊本化以前の『白氏六帖』の旧姿は資料の制約もあって十分には明らかでない。ただ典拠の記載のなかった原撰本を増補する過程で典拠の追記があった、それも刊本以前の段階ですであつたことが分かっている。¹⁹⁾ 鈔本と刊本との断絶をも勘案すれば、顕昭が披見した『白氏六帖』鈔本の③”には「月令」の文字があつたのではなからうか。

本章の最後に、顕昭の類書の利用法について、一言しておきたい。わたしは②の出典を『白氏六帖』の鏡類(②)に擬した。じつは『修文殿御覽』の雞類にも『異苑』当該条が収載されていたと推される。『太平御覽』にかくある。

②”異苑曰、山雞愛其毛羽映水則舞、魏武時南方獻之、帝欲其鳴舞而無由、公子蒼舒令人取大鏡著其前、雞鑑形而舞、不知止、遂至死、韋仲将為之賦其美。

(『太平御覽』卷九百十八、羽族部、雞)

②”は不要な「帝欲其鳴舞而無由」を含むので出典候補から排したのだが、もう一つ注意したいのは雞類に箇

条されていたことだ。ここで②とともに①の施注対象の歌語「をろのはつをにかがみかけ」が鏡にちなむ語であったことを思い出そう。『修文殿御覧』を利用する場合も、鏡にちなむ歌語の注解には同書の鏡類を、トりにちなむ歌語の注解にはトリ類を参照しているようだ。果たして、施注すべき歌語と類書の類目との一致が見えてくる。顕昭は『修文殿御覧』の鏡類を手にしている（後述の⑦など）。にもかかわらず②を書くために同書の雞類（つまり②）から引いていないのは、施注対象が鏡に関する歌語だからに外ならない。①にしても①と①とは同じ話柄なのだから、『白氏六帖』の鸞類から引いてもよかつたはずだ。しかし歌語が鏡がらみだから顕昭は鏡類を優先して手にしたのだ。顕昭にしてみれば搜文の最大の手掛かりは類目名なのだから、かれの類書の引き方は考えてみれば常識的である。

二 『修文殿御覧』の利用

本章では『修文殿御覧』の利用について論じる。

まず『修文殿御覧』について簡単にふれておこう。北斉の武平三年（五七二）に成った類書で、日本では奈良から鎌倉時代にかけて諸書に引載された。同書はすでに散佚している。しかし現存する北宋の類書『太平御覧』が編纂されるさい藍本として流用され、『修文殿御覧』の中身はほぼそっくり『太平御覧』中に保存されている。⁽²⁰⁾しかも『太平御覧』は『修文殿御覧』の分類を基本的に踏襲したと考えられるので、たとえば『修文殿御覧』の鏡類の各条文はまとまって『太平御覧』鏡類に移録されたと考えられる。

もう一つ確認しておきたい。顕昭が利用したのが『修文殿御覧』ではなく『太平御覧』だった可能性の有無をである。『太平御覧』は治承三年（一一七九）に平清盛による入手が日本初伝とされる。⁽²¹⁾時間的には顕昭

は『太平御覽』を手にすることができる。『太平御覽』と『修文殿御覽』とは共通の条文が多いのだから、『太平御覽』との一致は『太平御覽』利用の徴証とも考えられる。しかし『袖中抄』の成立が文治年間（一一八五～一一八九）ごろとされ、『太平御覽』の初伝からあまり時間が無い。さすがの守覚も『太平御覽』は所蔵していなかったのではないか。詳細は別稿二を参照されたいが、顕昭とおなじく守覚サロンの一員であった人物に平基親（一一五一～？）がいる。その著『往生要集外典抄』一卷は、源信『往生要集』の漢籍に典拠する語句を二十九条えらび出典を探索した書である。多種の漢籍を引くうちに『修文殿御覽』の引用が見える。基親の家蔵本とは考えにくく、仁和寺宝蔵つまり守覚の蔵書であろうとは先行研究も説くところである。⁽²²⁾つまり守覚の『修文殿御覽』所蔵は状況証拠だが、いちおうの徴証はある。以上を勘案すれば、『袖中抄』に『太平御覽』と一致する引用文を見つけたら、まず『修文殿御覽』からの引用を想定すべきと判断されよう。特段の証拠がない限り『太平御覽』からの引用は考えられない。

さて『袖中抄』にもどうろう。その「のもりのかがみ」条に「載記」と『西京雜記』とが引証されている。これらの典拠を検討しよう。

⑥私考云、載記曰、秦始皇帝即三年夜有鬼而与一鏡也。径三尺也。有病人以鏡察病人之腸、六府五藏皆見、知病所在也、始皇崩後鏡忽然亡也。又西京雜記云、高祖初入咸陽宮、周行府庫、有方鏡、四尺九寸、表裏有明、人來照之、影倒見、以手掩心而來、即腸（月＋胃）五藏歷然無礙、人有病則掩心而照之、良知病所在、又女子邪心則膽張心動、秦始皇帝以照宮人膽云々。今案、両説相違、載記鏡与始皇、並亡了、雜記高祖入咸陽見鏡云々。又鬼の帝に奉ることは同けれど、事の次第は確かならず。

（卷十八、歌論歌学集成本一九六～一九七頁）

『西京雜記』から考える。『西京雜記』は一説には前漢の劉歆撰といわれ、早くに散佚し現行本は西晋の葛洪が編んだ輯本である。該話は現行本の卷三に見える。原典はもつと長文で、⑥は「周行府庫」と「有方鏡」との間を大胆に節略している。『白氏六帖』の鏡類からの転引と予想して探索するとつぎの二条が見つかる。

⑥ 秦鏡（西京雜記曰、秦始皇有方鏡、照見心膽、女子有邪心者即膽張心動、有然者始皇輒殺之）……表裏明（西京雜記曰、高祖入咸陽宮、得方鏡廣四尺九寸、表裏有明、人來照之、影則倒見、以手掩心而見、腸胃五藏歷然無礙）。

（『白氏六帖』卷四、鏡）

たしかに一致部分は少なくないのだが、原典にあった「人有病則掩心而照之、良知病所在」と「秦始皇帝以照宮人膽」の下り（ともに二重線部分）とが『白氏六帖』ではすっぽりと抜けている。また文章のつづきの具合が⑥と⑥とでは異なる。これでは『白氏六帖』から⑥の『西京雜記』を引くことは出来ない。わたしには⑥で十分注釈の用は足ると思うのだが。「載記」については、川村注と橋本・後藤注とが典拠未詳とするように、同文は『白氏六帖』のみならず現存漢籍中に見出せない。「載記」とは正統でない王朝の歴史を記したものだ（『史通』卷四、題目）、なぜそのような書に始皇帝の鏡の故事が記載されているのか、そもそもこの「載記」なる書が何なのかさえ分らない。

⑥の『西京雜記』のほぼ同文は『修文殿御覽』鏡類にもあったようだ。

⑥ 西京雜記曰、高祖初入咸陽宮、周行府庫、有方鏡九寸表裏明、人直來照之、影則倒見、以手掩心而來、即腸胃五藏歷然無礙、人有病在內、則掩心而照之、即知病之所在、女子有邪心、則膽張心動、秦始皇帝以照宮人膽張心動者、則殺之。

（『太平御覽』卷七百十七、服用部、鏡）

⑥に缺けていた「人有病則掩心而照之、良知病所在」と「秦始皇帝以照宮人膽」との下りも揃ううえ、⑥の

ごとく文章が分断されていない。⁽²⁴⁾⑥の典拠不明の「載記」も『修文殿御覽』鏡類には収録されており、『太平御覽』編纂時に削除されたと考えれば、いちおう説明は可能だ。

ついで『袖中抄』巻二の「とりがなくあづま」条に『玄中記』が引かれる。

⑦玄中記云、東南に有桃都、山上有大樹、名曰桃都、枝相去三千里、上^{ママ}に有天鶏、日初出照此樹鶏即鳴、天下鶏皆隨之鳴。
(卷二、歌論歌学集成本四六頁)

『玄中記』は郭氏撰ともいわれ現行本は輯本である。これも『修文殿御覽』雞類からの孫引きだろう。『太平御覽』所引の『玄中記』を見よう。⁽²⁵⁾

⑦玄中記曰、東南有桃都、山上有大樹、名曰桃都、枝相去三千里、上有天鶏、日初出照此木天鶏即鳴、天下鶏皆隨之鳴。
(『太平御覽』卷九百十八、羽族部、雞)

首尾ほぼ全同である。ほかに適当な出典も見あたらない。

最後に『袖中抄』巻六の「ゐもりのしるし」条のつぎの引用の出典を検討する。

⑧博物志云、以器養之、食以朱砂体悉赤、重七斤、擣万杵以点女人体、終身不滅、姪则点滅、故云守宮、漢武試之驗也。
(卷六、歌論歌学集成本一六四頁)

イモリを守宮と称する理由を解説するくだりで、西晋の張華『博物志』を引いている。現行の『博物志』は後世の輯補ともいわれるが、いま范寧『博物志校証』(古小説叢刊、中華書局、一九八〇年)によれば、頭昭が引いたの条文は巻四のつぎの第一七六条である。

⑧蜥蜴或蝦蟇、以器養之、以朱砂、体尽赤、所食满七斤、治擣万杵、点女人支体、終年不滅、唯房室事则滅、故号守宮。伝云、東方朔語漢武帝、試之有驗。
(『博物志』卷四)

むろん『博物志』から直接引用したのではあるまい。范寧の指摘するように、該条は『太平御覽』に見える。『修文殿御覽』からの流用であろう。

⑧『博物志』曰、蜥蜴或蝦蟇、以器養之、食以朱砂、豚尿、所食蒲七斤、擣万杵以点女人支脉、終身不滅、故
号曰守宮。
〔太平御覽〕卷九百四十六、虫豸部、守宮

該条のほかに適当な出典も見あたらない。⑧に⑧の「姪則点滅」「漢武試之驗也」が缺けているが、『修文殿御覽』には完備していたのだろう。

以上、⑥⑦⑧の出典が『修文殿御覽』である可能性を述べてきた。とくに⑦⑧の出典は同書の蓋然性がたかい。⑥「のもりのかがみ」条に『修文殿御覽』の鏡類、⑦「とりがなくあづま」条に雞類、⑧「るもりのしるし」条に守宮類の各収載文が引用されているのは、いうまでもなく偶然ではない。頭昭は各類目をとくを選んで相応しい文章を搜索し引用したのである。

おわりに

二つの章にわたって、『袖中抄』の撰述に『白氏六帖』と『修文殿御覽』とが併用されたことを論じた。冒頭で述べたように、わたしの関心は守覚の蔵した漢籍にある。小論の考証が是認されるとして、この問題を考えよう。

頭昭が利用した両類書はだれの蔵書だったか。頭昭は「相当程度まとまった量」⁽²⁶⁾の文書類を家蔵していたらしいが、漢籍となるとどうだろうか。常識的には所蔵があったとしても極めて限られたものであったろうし、いわんや『白氏六帖』と『修文殿御覽』とを家蔵していたとはとても考えられない。ではだれの蔵書を利用

したのか。候補は二者、六条藤家と守覚とである。

六条藤家の初代、顕季は院の近臣筆頭として権勢をふるい、西国の豊かな国の受領を歴任し、撰閲家に匹敵する財力と権力とをほこった。むろん豊富な蔵書があったはずで、そのうちに相当の漢籍が含まれていたと推測される。顕季の漢籍コレクションは六条藤家にどれほど継承されたか。二代の顕輔は和歌関聯の書籍は多く相続しただろうが、顕輔が三男であることを勘案すれば漢籍は一部を相続したに過ぎなかったのではないだろうか。そのうち六条藤家は和歌の家に特化し権勢財力とも顕季当時に及ばなかったから、顕輔以降の漢籍の蒐集をおおきく評価することもできない。三代の清輔が安元三年（一一七七）に歿し、義弟の顕昭は六条藤家の中枢として同家の蔵書をそれなりに駆使しうる立場になったけれど、どれほどの漢籍を利用したか。わたしは『修文殿御覧』と『白氏六帖』とを蔵するほど充実した漢籍の収蔵が六条藤家あったとは思えないのである。

残るは当時有数の文庫であつたらう守覚の経蔵である。顕昭の周囲で両類書とくに『修文殿御覧』を蔵し得る人物は守覚以外に考えにくい。上述のように、平基親『往生要集外典抄』の『修文殿御覧』引用をも勘案すれば、顕昭が手にした『修文殿御覧』そして『白氏六帖』が守覚の蔵書であつた蓋然性はたかい。

紙宏行が、顕昭歌学の飛躍の契機を仁和寺への移住にもとめている。²⁷⁾ 守覚サロンにおける学問的な環境が顕昭の歌学に有形無形の刺激をあたえたというのだ。守覚の蔵書はくだんの環境の重大な構成要素であり、顕昭歌学の進展に守覚の蔵書が貢献したと説く紙説は合理的推論というべきである。守覚から蔵書の利用を許された顕昭が、仁和寺宝蔵の『修文殿御覧』『白氏六帖』の閲覧を乞わないわけはなからう。そして新渡の『経史証類大観本草』さえ利用を許しただろう守覚が、この申し出を拒絶することも考えにくい。しよせん状況

証拠に過ぎないのだが、蓋然性はたかいいのではなからうか。

さて、『袖中抄』の成った十二世紀末は、中国では南宋が成立して約六十年が過ぎたころにあたる。南宋では江南の豊かな経済を背景に印刷出版が拡大した。別稿一で論じた守覚の『経史証類大観本草』所蔵は、南宋出版文化の日本への流入を意味しよう。『白氏六帖』も南宋で盛行し多くの坊刻本が出版された。おそらく科挙の参考書として重宝されたのだろう。にもかかわらず、守覚が蔵したと推される『白氏六帖』が刊本化以前の鈔本であったことは、十二世紀末における南宋出版文化の影響がな限定定的であった一証ではないか。顕昭が『修文殿御覽』を利用したことも示唆的だ。同書は奈良時代から利用されてきた旧来の類書である。『袖中抄』（および『往生要集外典抄』）が参照したこれらの漢籍から、日本への南宋出版物の流入は漸次的であったという、はなはだ常識的な結論をみちびける。巨視的に見て、十二世紀末の日本は南宋からの漢籍受容という点でなお過渡的段階に止まったと整理できる。小論が指摘した事例は南宋から漢籍が流入するペースを推定するうえで様々な示唆をあたえるであろう。

注

- (1) 関連する拙稿二篇あり。乞うらくは並看されんことを。池田昌広「袖中抄と大観本草」(『和漢比較文学』第六八号、二〇二二年。以下、別稿一)、同「『往生要集外典抄』出典考——『文選』の利用を中心に」(『京都産業大学論集人文科学系列』第五五号、二〇二二年。以下、別稿二)。
- (2) 顕昭はもと比叡山にいたが、のち仁和寺に移住した。移住の時期については、久曾神昇『顕昭・寂蓮』(三省堂、一九四二年)二一頁が寿永元年(一一八二)ごろ、西澤誠人「顕昭考——仁和寺入寺をめぐる」(『和歌文学研究』第二八号、一九七二年)が寿永二年から元暦元年(一一八四)ごろ、西村加代子「仁和寺移住前後の顕昭」(『平安後期歌学の研究』和泉書院、一九九七年。初出一九八二年)が寿永二年七月には移住済みとそれぞれ推測している。

- これらの説は時期が近接しているが、千草聡「守覚法親王略年譜——和歌活動の面を中心に」（筑波大学平家部会論集）第三集、一九九二年）は、久寿元年（一一五四）には仁和寺に居住していた可能性を指摘する。千草説にしたがえば顕昭は二十代で仁和寺に移住したことになる。顕昭の経歴は、川上新一郎「顕昭略年譜」（六条藤家歌学の研究）汲古書院、一九九九年。初出一九八五年）を参照。その生年は大治五年（一一三〇）ごろ、歿年は未詳ながら承元三年（一一〇九）の「長尾社歌合」出詠を最後に事蹟が知られず、おそらく間もなく歿したと考えられる。
- (3) 守覚のサロンについては、山崎誠「真俗交談記考——仁和寺文苑の一考察」（中世学問史の基底と展開）和泉書院、一九九三年。初出一九八一年）、同「秘説の興衰——真俗交談記・真俗擲金記」（同上書。初出一九八八年）、西村加代子「仁和寺和歌園と顕昭——覚性法親王時代における」（前掲「平安後期歌学の研究」、初出一九八二年）、紙宏行「顕昭古今集注」注釈学の形成（上）——教長注釈披閱と仁和寺文化圏」（文教大学女子短期大学部研究紀要）四五集、二〇〇二年）、五味文彦「作為の交談——守覚法親王の書物世界」（書物の中世史）みすず書房、二〇〇三年）など参照。
- (4) 太田晶二郎「桑華書志」所載「古蹟歌書目録」——「今鏡」著者問題の一徴証など」（『太田晶二郎著作集』第二冊、吉川弘文館、一九九一年。初出一九五四年）。
- (5) 陳獅「『政事要略』所収の『白居易伝』を読み解く」（『白居易研究年報』第一〇号、二〇〇九年）、同「新校『白居易伝』及『白氏文集』佚文匯考」（『文学遺産』二〇一〇年第六期）。陳説に左袒する論考に、大淵貴之『唐代勅撰類書初探』（研文出版、二〇一四年）第六七章、同「『白氏六帖』の特質」（『中国文学論集』第四三三号、二〇一四年）、神鷹徳治「解題」（『古典研究会叢書漢籍之部』第四十二卷）『白氏六帖事類集（三）』汲古書院、二〇一二年）がある。『白氏六帖』に関するそのほかの論考については、神鷹「解題」の「『白氏六帖』関連文献」を参照。
- (6) 柳川順子「北京図書館蔵『新雕白氏六帖事類添注出経』残巻について」（『中国文学論集』第二六号、一九九七年）、同「『白氏六帖』炭門考」（『広島女子大学国際文化学部紀要』新輯第三号、一九九七年）、同「『白氏六帖』礼部校箋」（『広島女子大学国際文化学部紀要』第五号、一九九八年）、同「台湾国立中央図書館現蔵『新雕白氏六帖事類添注出経』について」（『広島女子大学国際文化学部紀要』第六号、一九九八年）。
- (7) a本…陸心源旧蔵静嘉堂文庫現蔵の北宋刊本（避諱からは仁宗朝刊本）。東京の汲古書院より影印（『古典研究会叢書漢籍之部』第四十一、四十二卷、二〇〇八～二〇一二年）。b本…傅增湘旧蔵天理図書館現蔵の南宋前期刊本（一説には紹興刊本）。台北の新興書局（一九六九年）・北京の文物出版社（一九八七年）・北京の清華大学出版社（二〇〇三

- (年)より影印。c本・台北の国立中央図書館現蔵『新雕白氏六帖事類添注出経』三十卷(缺卷二十九・三十)、南宋中期刊本。わたしは京都大学人文科学研究所所蔵の影照本を閲覧。d本・北京の中国国家図書館現蔵『新雕白氏六帖事類添注出経』残四卷(存卷十七・卷二十)、避諱からは北宋仁宗朝刊本。未見。e本・金沢文庫・清原家・崇蘭館通旧蔵天理図書館現蔵の南宋前期刊本残六卷(存卷二十二・卷二十七)。未見。f本・富岡鉄斎・梅沢記念館旧蔵の南宋寧宗朝ごろ刊本残首八卷。いま所在不明。未見。そのほか「新出資料紹介——『宋版・白氏六帖事類集』残片」(『金沢文庫研究』第二八三号、一九八九年)として書影とともに紹介された断簡がある。これはe本とは異版のよし。
- (8) 母昭裔は後蜀の宰相、その印刷事業は九四〇年ごろから九五〇年代にかけての史事と考えられる。母昭裔刻書のこととは斯学では著名である。李書華「五代時期的印刷」(『大陸雜誌』第二二卷第三期、一九六〇年)五〇六頁、翁同文「近人引述母昭裔刻書事訂補」(『大陸雜誌』第三七卷第九期、一九六八年)など参照。
- (9) 山崎誠「白氏六帖考」(『白居易研究講座』第二卷、勉誠社、一九九三年)三四一頁。
- (10) 『白氏六帖』は「六帖」と略称された。たとえば顕昭より七十年ほど早生の藤原敦光(一〇六三—一一四四)も「六帖」の称謂で『白氏六帖』を引載している。池田昌広「三教勘注抄」と類書」(『京都産業大学論集 人文科学系列』第五四号、二〇二二年)九一〇頁。なお橋本・後藤校本の書名索引は「白孔六帖」と立項するが不可(本文二七一頁もおなじ)。「白氏六帖」とすべきである。顕昭のころ『白孔六帖』はまだ成立していない。附言しておけば、『孔氏六帖』は孔伝なる人物が『白氏六帖』を継いで編んだ「六帖新書」を指し、成立は南宋の紹興初年(一一三二ごろ)、そして乾道二年(一一六六)に『孔氏六帖』三十巻として刊行された。その後、南宋末期に『白氏六帖』と『孔氏六帖』とを『唐宋白孔六帖』一百巻として合刻再編したのが『白孔六帖』である。阿部隆一「増訂中国訪書志」(汲古書院、一九八三年)二六二頁、山田英雄「明刊本『唐宋白孔六帖』「孔帖」補遺」(『中京大学教養論叢』第三一巻第三号、一九九一年)によれば、いま『孔氏六帖』はわずかに台北の故宮博物院に二十九巻(巻十一を缺く)、北京の中国国家図書館に巻十一零本が伝存するのみという。時間的には顕昭は『孔氏六帖』を手に行うことができる。稀観の『孔氏六帖』をわたしは見えていないが、『白孔六帖』を閲するに収録内容が『白氏六帖』と重複してはおらず(そもそも未収部分を増補したのだから重複するはずはなく)、顕昭の引文が『孔氏六帖』に収載されることはありえない。
- (11) 類書ではほかに釈遠年「兼名苑」が引かれる。同書は六朝末から初唐の成立と推され、すでに散佚している。出名するのは三箇所——歌論歌字集成本の巻一・二四頁、巻六・一六五頁、巻二十二・二二頁だが、前二者はそれぞれ『奥

義抄』『和歌童蒙抄』からの転引、後者は挙名のみなので、顕昭が『兼名苑』を利用した証拠にはならない。「袖中抄」にはもう一箇所、歌論歌学集成本の巻十九・二四八頁に「兼名苑注云、鶯有胡越二種」とあるが、これは源順『倭名類聚抄』羽族部、鳥名、胡鶯からの孫引きと思われる。李増傑・王甫『兼名苑輯注』（中華書局、二〇〇一年）一一二参照。

- (12) 『異苑』該条は『和歌童蒙抄』巻八にも引用あり。黒田彰子『和歌童蒙抄注解』（青簡舎、二〇一九年）七五九頁。ただ現存本は「山鶏鑿形而舞不止」の文字を缺き、また『異苑』の原文を一部書き下しており、出典にふさわしくない。浅田徹によれば、顕昭が利用した『和歌童蒙抄』のテキストは、「基本的に流布本祖本の形のもの」という。浅田「疑問抄と和歌童蒙抄（下）——童蒙抄の流布本と異本」（『国文学研究資料館紀要』第二四号、一九九八年）注（1）。そうであれば、いよいよ②の『異苑』の文章は『和歌童蒙抄』からの転引とは考えられない。

- (13) 川村注は『藝文類聚』巻九十一、鳥部、山鶏にほぼ同文があることを指摘する。ただし『袖中抄』が『藝文類聚』を利用した徴証はいまのところ見つからない。

- (14) なお他類書だと、『藝文類聚』巻七十、服飾部、鏡に「異苑曰……不知止、遂乏死」とあるが、上述のように『袖中抄』に『藝文類聚』利用の徴証はない。なお『太平御覽』巻七百十七、服用部、鏡と、『初学記』巻二十五、器物部、鏡とに『異苑』該文なし。

- (15) 山崎誠「白氏六帖考」（前掲）三四六頁。

- (16) 『和歌童蒙抄』巻八からの転引であろうか。川村注二（二二四頁）参照。

- (17) 「五月節」の文字は、少し前の経文「仲夏之月、日在東井、昏亢中、且危中」への孔疏「正義曰、按三統曆、五月節、日在井十六度……」に見える。しかし顕昭の引文と相違することに変わりはない。

- (18) 『初学記』巻三、歳時部、夏にも「月令」該文を引くが出典には不可。

- (19) 山崎誠「白氏六帖考」（前掲）三四一～三四六頁。

- (20) 『太平御覽』に収斂する古類書の継承関係については、森鹿三と勝村哲也との一連の研究により、大局が判明している。森「修文殿御覽について」（『本草学研究』（財）武田科学振興財団杏雨書屋、一九九九年、初出一九六四年）、勝村「修文殿御覽卷三百一香部の復元——森鹿三氏『修文殿御覽について』を手掛りとして」（『日本仏教学会年報』第三八号、一九七三年）、同「修文殿御覽『新考』（『鷹陵史学』第三・四号、一九七七年）、同「修文殿御覽天部の復元」（山田慶兒編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所、一九七八年）、同「藝文類聚の条文構成と六

- 朝目録との関連性について（『東方学報』（京都）第六二冊、一九九〇年）。また『修文殿御覽』とその周辺について、付晨晨による一連の論文がある。付『修文殿御覽』編纂再考——南朝類書の北伝と北朝類書の誕生』（『東方学』第一四〇輯、二〇二〇年）など。
- (21) 小島小五郎「御覽」考（『公家文化の研究』育芳社、一九四二年）、陳狎「平清盛の開国と『太平御覽』の渡来——東アジア漢籍交流史に関する一考察」（『日宋漢籍交流史の諸相——文選と史記、そして白氏文集』大樟樹出版社合同会社、二〇一九年。初出二〇一三年）など。
- (22) 山崎誠「平基親撰『往生要集外典鈔』考」（『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年。初出同書）注18など。真言僧の兼意（一〇七二〜一一五八以降）は「香要抄」「葉種抄」「宝要抄」などの自著で『修文殿御覽』から多くを引用している。森鹿三「葉種抄」について（前掲『本草学研究』。初出一九六〇年）など、森の一連の兼意著作に関する諸論考を参照。かれは仁和寺の寛意に師事し、寛意が一〇一年に歿したのち高野山にのぼり終生ここに住したという。兼意の利用した『修文殿御覽』が仁和寺の蔵本だというつもりはないが、東密の大寺院には『修文殿御覽』が不全本であったろうが備えられていたのではないか。なお、兼意の弟子の心覚は基親の縁者であり、後白河の信任が厚く守覚サロンのメンバーであった醍醐寺の勝賢は心覚と親密な間柄にあった。
- (23) 周天游校注『西京雜記校注』（新編諸子集成統編、中華書局、二〇二〇年）一三三〜一三三頁「咸陽宮異宝」。
- (24) 『藝文類聚』巻七十、服飾部、鏡に『西京雜記』該条なし。『初学記』巻二十五、器物部、鏡に該条があるも文字が不足し典拠には不可。
- (25) 『藝文類聚』巻九十一、鳥部、山鶏にもほほ同文あり。『白氏六帖』には未収載。
- (26) 西村加代子「顕昭の古今伝授と和歌文書」（前掲『平安後期歌学の研究』。初出一九八五年）二九一頁。
- (27) 紙宏行「『顕昭古今集注』注釈学の形成（上）——教長注釈披閱と仁和寺文化圏」（前掲）八頁。

【附記】

本研究は、科研費「基盤研究（C）（一般）」（課題番号：18K00302）の研究成果の一部である。

